

**令和5年度長野市市民農園（長野市大岡中ノ在家クラインガルテン）
募集要項**

1 農園の名称及び設置場所

名 称	設 置 場 所
長野市大岡中ノ在家クラインガルテン	長野市大岡中牧 683 番地 1

2 農園の概要

(1) 区画数

- ・ ラウベ（休憩小屋）付き農園 1 2 区画
- ・ 農園のみ 1 1 区画

(2) 区画面積 約 200 m²

(3) ラウベ

木造（ログハウス調）2階建て 面積=38.0 m²（11.5 坪）
休憩室 2・DK 1・テラス 1・トイレ・シャワーユニット
構造 一部オール電化及び玄関及びテラスの戸がオートロック式

(4) 共同施設（休憩棟）

木造平屋建て 342.81 m²
管理機・草刈機等を備えており、無料（燃料は自己負担）で自由に使用できます。

3 募集区画数

- ・ ラウベ（休憩小屋）付き農園 1 区画（NO. 2 4）
- ・ 農園のみ 8 区画（NO. 1・4・5・7・10・12・17・23）

募集期間：令和5年2月 1日（水）～2月15日（水）

抽 選 日：令和5年2月24日（金）

4 使用期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日

5 使用料

1区画の年間使用料は、次のとおりです。

- ・ ラウベ（休憩小屋）付き農園 209,500円
- ・ 農園のみ 15,700円

ただし、条例の規定により使用料が変更されたときは、その額とします。

※ ご注意いただきたいこと

- ・ 使用料は、口座振替をご利用ください。毎年6月にお支払いいただきます。
- ・ ラウベに関わる電気・ガス・水道・汲み取り料金、雑排水ぬきとり料金は、使用者の負担となります。なお、各手続きは、使用者の責任において行っていただきます。

6 応募資格

応募者は、次の条件を満たすことが必要です。

- ・ 代表申込者は、大岡地区及び市内の近隣中山間地域に住所を有しない者（ただし、農園のみの利用者はその限りではない）

- ・ 自ら農園を使用し、耕作できる者

7 使用のきまり

「長野市市民農園の設置及び管理に関する条例」、「長野市市民農園（大岡中ノ在家 クラインガルテン）使用のきまり」等を遵守してください。

主なきまりは、次のとおりです。

- ・ 農園における栽培作物は、自家消費のものに限定します。
- ・ 農園では、原則永年性の作物の栽培は禁止します。野菜や花等の作物でも、他の使用者の迷惑となる場合は栽培を禁止するなど、栽培方法について制限することがありますのでご了承ください。
- ・ ラウベは住居ではありませんので、長期滞在又は住所を移して住むことはできません（居住はできません）。
- ・ 使用期間は3年を1期契約とします。
- ・ 中途解約は原則として認めません。また、やむを得ず中途解約をした場合、納付済みの使用料は還付しません。

8 申込方法

- ・ 所定の申込書により、長野市地域・市民生活部大岡支所にお申込みください。持参もしくは郵送とします。
- ・ ラウベ付きは1区画、ただし、農園のみと合わせて3区画を限度に申し込みが可能ですが、使用決定後の辞退は認めません。

9 使用者の決定

- ・ 農園のみについては随時募集とし、申込順に使用者を決定します。
- ・ ラウベについては、申込順に使用者を決定せず、抽選で使用者を決定します。
- ・ 抽選から外れた場合、申込みのない区画があれば、希望により使用を決定します。
- ・ 抽選には、申込者本人又は代理人（委任状を持参すること）が必ず出席してください。ただし、新型コロナウイルス感染対策のため、委任状の提出により職員に一任することができます。

10 申込み・問い合わせ先

長野市地域・市民生活部 大岡支所 市民担当

〒381-2703 長野市大岡乙287番地

TEL 026-266-2121

FAX 026-266-2012 E-mail: oooka@city.nagano.lg.jp